

款	項	目				
4	3	1	担当部局・課名		福祉保健部高齢者福祉課	
事業区分		継続事業		政策1 健康で安心感のある暮らし		
事業名		事業 (経費) 内の主 たる費 目	節名称		予算額 (千円)	
地域包括支援センター事業			①	委託料	①業務委託料 (物件費)	65,492
			②			
			③			
			④			
実施計画No,		5	⑤			
* 三次市予算に関する説明書		⑥ (①~⑤の計) →			65,492	
該当ページ		288 /頁	⑦その他の節など (上記以外) の合計額 * 該当なし"0"を挿入 →		0	
		289 /頁	⑧ (⑥+⑦) 事業合計額 →		65,492	
歳入に関する 項目	予算額 (千円) (⑧)	特定財源内訳 (千円)				一般財源 (千円)
		国庫支出金	県支出金	市債	負担金等その他	
令和8年度	65,492	25,253	10,582	0	8,554	21,103
(予定) 特定財源内訳	財源区分	補助金・負担金・交付金等の名称				
	国庫支出金	地域支援事業交付金 (総合事業以外), 保険者機能強化推進交付金				
	県支出金	地域支援事業交付金 (総合事業以外)				
	負担金	第1号被保険者保険料				
事業内容及びその目的 (めざすもの)	「地域包括ケアシステム」の確立の中核を担う地域包括支援センター (以下「包括」という。) は、介護保険法地域支援事業に基づき、高齢者を対象に高齢者ができる限り、要介護状態にならず住み慣れた地域での生活を継続し、安心して暮らせることを目的として、介護保険者である市が実施主体となり、市が包括的支援事業を委託した法人が設置し、運営している。					
事業の積算根拠等  (詳細説明) 事業一覧表/状況写真/図面等	○委託料 (業務委託料 (物件費)) 65,492千円 ・三次市地域包括支援センター運営委託料 人件費 (給与手当, 法定福利費, 福利厚生費) 53,951,000円 事業費 (委託料, 消耗品費, 通信運搬費, 使用料及び賃借料など) 11,541,000円					
別添資料	無  (一覧表/図面等)					

継続事業> 過去実績を検証して、変更した点 (ICTの導入, DX等による手続きの簡素化, 事業内容見直し, 対象者拡大など) または、継続としたその主な理由 (要綱等の定め, 費用対効果が大い, 対象が限定的, 地域等との協議に基づく取組など)

介護保険法に基づく, ①総合相談支援業務②権利擁護業務 (高齢者虐待・成年後見人制度) ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (地域ケア会議の設置促進・運営支援, 地域包括ケアの啓発) ④介護予防ケアマネジメント (要支援者への介護予防プラン作成, 市内の介護支援専門員との連携・支援) などの高齢者に関する事業を行うに当たり, 地域包括支援センターの実施は必須。

款	項	目	担当部局・課名		福祉保健部高齢者福祉課		
4	1・5		事業区分		継続事業 政策1 健康で安心感のある暮らし		
事業名		事業 (経費) 内の主 たる費 目	節名称		細節名称		予算額 (千円)
介護予防・生活支援サービス事業			①	委託料	①業務委託料 (物件費)		450
			②	負担金, 補助及び交付金	①負担金 (補助費)		170,584
			③	負担金, 補助及び交付金	⑤補助金 (補助費)		15,759
			④	役務費	④手数料		623
実施計画No,		⑤					
* 三次市予算に関する説明書				⑥ (①~⑤の計) →		187,416	
該当ページ	286-287 / 頁			⑦その他の節など (上記以外) の合計額 * 該当なし"0"を挿入 →			
	292-293 / 頁			⑧ (⑥+⑦) 事業合計額 →		187,416	
歳入に関する項目	予算額 (千円) (⑧)	特定財源内訳 (千円)				一般財源 (千円)	
		国庫支出金	県支出金	市債	負担金等その他		
令和8年度	187,416	53,681	23,425	0	86,876	23,434	
(予定) 特定財源内訳	財源区分	補助金・負担金・交付金等の名称					
	国庫支出金	調整交付金, 地域支援事業交付金 (総合事業), 介護保険保険者努力支援交付金					
	県支出金	地域支援事業交付金 (総合事業)					
	負担金	地域支援事業支援交付金, 第1号被保険者保険料					
事業内容及びその目的 (めざすもの)	要支援認定者を対象に, 従来予防給付として提供されていた介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同一内容のサービス及び住民主体のサービスを実施。自己負担額を除いたものを市が負担し, 被保険者の支援を行うことを目的としている。						
事業の積算根拠等 (詳細説明) 事業一覧表/状況写真/図面等	介護予防・生活支援サービス事業に係る費用 187,416千円  ・介護予防・生活支援サービス事業費 170,432,000円 要支援認定者を対象に従来予防給付として提供されていた介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同一内容のサービス及び住民主体によるサービスの利用に係る費用  ・高額介護予防サービス等費 602,000円 要支援1・2の人の介護予防・生活支援サービス事業利用者負担額が一定額を超えた場合の支給に係る費用  ・介護予防ケアマネジメント事業費 15,759,000円 要支援認定者の内, 介護予防・生活支援サービスのみを利用する方の計画 (ケアプラン) 作成に係る費用  ・審査支払手数料 623,000円						
別添資料	無 (一覧表/図面等)						
継続事業> 過去実績を検証して, 変更した点 (ICTの導入, DX等による手続きの簡素化, 事業内容見直し, 対象者拡大など) または, 継続としたその主な理由 (要綱等の定め, 費用対効果が大い, 対象が限定的, 地域等との協議に基づく取組など)							
高齢者が要介護状態となることを防止するとともに, 要介護状態となった場合でも, 可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するために必要な事業であることから継続して実施する。							

款	項	目	担当部局・課名		福祉保健部高齢者福祉課	
2	1-6					
事業区分		継続事業			政策1 健康で安心感のある暮らし	
事業名		事業 (経費) 内の主 たる費 目	節名称	細節名称	予算額 (千円)	
介護保険事業 (保険給付)			① 負担金, 補助及び交付金	①負担金 (補助費)	6,237,663	
			② 役 務 費	④手数料	4,800	
			③			
			④			
実施計画No,		⑤				
* 三次市予算に関する説明書		⑥ (①~⑤の計) →			6,242,463	
該当ページ 280 /頁		⑦その他の節など (上記以外) の合計額 * 該当なし"0"を挿入 →			0	
285 /頁		⑧ (⑥+⑦) 事業合計額 →			6,242,463	
歳入に関する項目	予算額 (千円) (⑧)	特定財源内訳 (千円)				一般財源 (千円)
		国庫支出金	県支出金	市債	負担金等その他	
令和8年度	6,242,463	1,537,715	916,200	0	2,956,886	831,662
(予定) 特定財源内訳	財源区分	補助金・負担金・交付金等の名称				
	国庫支出金	介護給付費負担金, 調整交付金				
	県支出金	介護給付費負担金				
	負担金	介護給付費交付金, 第1号被保険者保険料 外				
事業内容及びその目的 (めざすもの)	要支援・要介護認定を受けた被保険者が利用した介護保険サービスに対し, 自己負担額を除いたものを保険給付費として負担するもの。 被保険者の要介護状態に応じて必要な保険給付を行うことで, 介護を必要とする被保険者が可能な限り自立した生活を営めるよう支援を行うことを目的としている。					
事業の積算根拠等 (詳細説明) 事業一覧表/状況写真/図面等	保険給付費 6,242,463千円  ・介護サービスへの保険給付 5,782,028,000円 ・介護予防サービスへの保険給付 211,640,000円 要支援・要介護認定者の居宅サービスや地域密着型介護サービス,施設介護サービス利用に対する給付費,在宅での生活 (介護) を継続するために必要な福祉用具の購入や住宅改修を行った場合に支給する給付費,居宅サービス計画 (ケアプラン) 作成に係る給付費  ・高額介護サービス等費 110,454,000円 介護 (予防) サービス利用者負担月額が一定額を超えた場合に給付  ・高額医療合算介護サービス等費 17,438,000円 介護保険と医療保険の両方の利用者負担年額が一定額を超えた場合に給付  ・特定入所者介護サービス等費 116,103,000円 低所得者が施設サービスや短期入所の利用の際に負担する食費及び居住費が負担限度額を超えた場合に,基準費用額との差額分を補足する給付  ・審査支払手数料 4,800,000円					
別添資料	無					
(一覧表/図面等)						
継続事業> 過去実績を検証して, 変更した点 (ICTの導入, DX等による手続きの簡素化, 事業内容見直し, 対象者拡大など) または, 継続としたその主な理由 (要綱等の定め, 費用対効果大きい, 対象が限定的, 地域等との協議に基づく取組など)						
介護の保険給付は, 介護を必要とする被保険者が可能な限り自立した生活を営めるよう支援する目的で実施されるものであり, 継続して実施する必要がある。						